

令和7年度組織機構の見直しについて（概要）

1 実施時期

令和7年4月1日

2 見直しの基本方針

本市を取り巻く社会情勢の変化や、多様化・高度化する市民ニーズを踏まえ、新たにスタートした第7次総合計画において本市が目指すべき都市像として掲げている、「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」を実現していくために、効率的・効果的な組織体制の見直しを実施する。

3 見直しの内容

(1) 都市整備局内へ新たな部の新設

都市整備局

道路等の社会資本整備を担う部門とは別に、社会的要請が強まっている住宅政策や、個々の建築物への対応を中心とする所属を束ねることにより、住宅・建築部門の組織力の強化を図るため、都市整備局内に「**住宅建築部**」を**新設**する。

(2) 住宅政策に一元的に取り組む課の新設

市民局・都市整備局

空き家対策を含む住宅に関連する施策を総合的に推進するため、住宅政策に関する窓口を一元化し、くらし安全安心課所管の空き家関連業務と、都市計画課住宅・まちづくり推進室所管の住宅関連業務に取り組む「**住宅政策課**」を、都市整備局内に**新設**する。

これに伴い、「**住宅・まちづくり推進室**」は**廃止**する。

現行

都市整備局（下水道部省略） （1部14課4室）	
都市計画課	《住宅・まちづくり推進室》※ 廃止
	《デジタル社会基盤整備室》
交通政策課	
道路管理課	
道路整備課	《用地室》
河港課	《水路対策調整室》
公園緑地課	
建築指導課	
南部土木センター	
建築課	
市営住宅課	

令和7年4月1日以降

都市整備局（下水道部省略） （2部15課3室）	
都市計画課	《デジタル社会基盤整備室》
交通政策課	
道路管理課	
道路整備課	《用地室》
河港課	《水路対策調整室》
公園緑地課	
南部土木センター	
住宅建築部	新設
住宅政策課	新設
建築指導課	
建築課	
市営住宅課	

(3) 生活福祉課を2課体制に見直し、新たな課の新設

健康福祉局

生活保護世帯の増加等に効率的・効果的に対応できる事務処理体制を整備し、生活保護受給者に対するきめ細やかな対応を行うため、生活福祉課を2課体制に見直すこととし、「**生活福祉課**」を**廃止**して、「**生活福祉第一課**」、「**生活福祉第二課**」を**新設**する。



4 組織数の増減

R6年4月1日：12局 8部 102課 22室

R7年4月1日：12局 9部 104課 21室

(内訳)

区分	増		減		差引
局					
部	+ 1	住宅建築部			+ 1
課	+ 3	生活福祉第一課 生活福祉第二課 住宅政策課	- 1	生活福祉課	+ 2
室			- 1	住宅・まちづくり推進室	- 1